

(仮称) 多摩市子ども・若者総合支援条例 (素案) パブリックコメント募集のお知らせ

子ども・若者が切れ目のない支援を受けられる環境及び子ども・若者がまちづくりに参画し、活躍できる環境を整えることによって、すべての子ども・若者が、自分自身を認めるとともに、互いを認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することのできるまちの実現を目指すため、(仮称) 多摩市子ども・若者総合支援条例を検討し、素案がまとまりました。ぜひ、ご意見をお願いします。

<募集期間>

令和3年8月5日(木曜日)から9月5日(日曜日)まで
※資料の閲覧、意見提出はともに上記期間となります。また、9月4日・5日は土・日曜日となるため、場所によって閉館している可能性がありますのでご注意ください。

<閲覧及び意見箱設置場所>

1. 市役所2階 児童青少年課、市役所1階ロビー、市役所第二庁舎1階行政資料室、図書館本館、多摩センター駅出張所、聖蹟桜ヶ丘駅出張所、永山公民館、多摩市公式ホームページ
2. 子ども家庭支援センター、児童館、総合福祉センター(ニ幸産業・NSP健幸福祉プラザ)

※2の場所は閲覧のみ可能です。

<提出方法・提出先>

タイトルを「(仮称) 多摩市子ども・若者総合支援条例(素案)への意見」として、住所・氏名・意見を記入し、9月5日(日曜日)までに郵送(9月5日必着)、ファクシミリ、公式ホームページのインターネット手続き、上記の意見箱設置場所にある回収箱へ投函(※市役所2階 児童青少年課は回収箱がないため、直接持参)

注意事項

- ファクシミリの場合は、送信後に到着確認のために電話連絡をお願いします。
- 意見募集期間中、本件に関する「市政への提言」などは、パブリックコメントとして取り扱い、原則として個別回答はしません。
- 記入漏れ、電話・口頭での意見は、パブリックコメントとして取り扱いません。
- 意見は、住所・氏名を除き、公表する場合があります。

<意見提出・問い合わせ>

多摩市役所 子ども青少年部 児童青少年課
(住所) 〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1
(電話) 042-338-6958 (ファクシミリ) 042-372-7988

こちらのQRコードから、公式ホームページに移動できます。

